**自動車検査登録制度における継続検査及び法定２４ヶ月点検整備　仕様書**

１　点検内容

　　自動車検査登録制度における道路運送車両法第62条に基づく継続検査及び道路運送　車両法第48条並びに自動車点検基準（省令）第2条に規定されている点検（24ヶ月点検）整備一式

２　公用車

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 車種 | ナンバー | 車検満了日 | 走行距離  上段：R7.6.27現在  （下段：前回車検時） |
| アルト | 京都581て3625 | 令和7年9月19日 | ３２，４０５km  (25,300km) |

３　部品交換等について

　　下記の部品等については，交換，取替等をしてください。

　　その他，点検の結果，部品交換等が必要になった場合は別途御連絡ください。

　　※　部品交換が必要でない整備は，当該契約に含めます。

　　　　（例：タイヤの空気圧調整，ボルト・ナットの締め　など）

＜交換，取替が必須の部品等＞

　・　エンジンオイル

　・　エンジンオイルエレメント

　・　ブレーキオイル

　・　冷却水（ＬＬＣ）

４　見積書提出期限

　　令和７年７月１１日(金）

　　※　費用には出張回送費を含めてください。

５　連絡先

　　北区役所地域力推進室総務・防災担当（担当：山本）

　　電話番号：075-432-1197

６　その他

* 見積書の提出は京都市競争入札参加有資格者に限ります。

　・　対象車両については，当区役所まで引取り及び納車をお願いします。

　・　対象車両の駐車場所については，別途指示します。

　・　点検中の代車は必要ありません。

　・　点検・整備の日程は，令和７年８月１９日（火）～令和７年８月２６日（火）の間で北区役所地域力推進室総務・防災担当と別途調整します。

　・　見積書はＦＡＸ（075-432-0388）で北区役所地域力推進室総務・防災担当（担当：山本）へ送信してください。ただし，**見積額（税込み）が10万円を超える場合は，原本を郵送もしくは持参してください**。

　・　**契約決定後は原本の提出**をお願いします。ただし，すでに原本提出済みの場合は，　改めて提出していただく必要はありません。

　・　**見積書の宛名は「京都市北区長」**としてください。

　・　契約決定業者にのみ御連絡させていただきますので御了承ください。